

市民会議等における委員提案制度の運用について

1 趣旨

多くの市民会議、審議会等（以下「市民会議等」という。）において、市から提示されたテーマに基づき、活発な議論が行われ、その意見が計画等に反映されています。また、一部の市民会議等では、任期中に検討するテーマを設定し、市への提言が取りまとめられています。

令和3年度より、市では、こうした従来の取り組みに加えて、市民会議等の場で議論するテーマを委員のみなさんから提案していただき、自由に意見を言うことができる新たな枠組みを設けています。市民会議等の一層の活性化を図ることで、今後の事業計画及び各年度の予算へと反映していきたいと考えています。

2 委員提案制度の運営方法

(1) 市民会議等における議論

ア テーマの選定

委員から今後のまちづくりに向けたテーマの提案を受け、事前に事務局、会長及び副会長において調整した上で、市民会議等において議論をする場を設けます。

イ 議論の方法

委員の提案、事務局の補足等を踏まえて議論を行います。テーマに応じて学識経験者・当事者等から情報提供を受けることも可能としています。

(2) 意見の取扱い

市民会議等の議論を一つにまとめるのではなく、複数の意見があった場合には、それぞれを市への提案として取り扱います。

(3) 報告書等

報告書の体裁にこだわらず、テーマに対する意見の箇条書き、当日の議事録をもって市への提案とします。

(4) 計画等への反映

市は、意見について今後の事業計画及び各年度の予算への反映に努めます。

三鷹市市民会議、審議会等における委員提案に関する運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三鷹市自治基本条例（平成17年三鷹市条例第17号）第29条の規定により多様な市民参加を実現するため、市民会議、審議会等（以下「市民会議等」という。）による主体的な意見の提案に関する市民会議等の運営について定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱において対象とする市民会議等は、協議若しくは審議又はその両方を担う会議体とし、別表に定めるものとする。

(意見の提案)

第3条 市民会議等の所管課は、当該市民会議等の所掌事務の範囲内に関する事項について、主体的に意見が提案されるよう市民会議等を運営するものとする。

2 前項に定める意見の提案については、当該市民会議等で調査審議の上、その結論をもって行われるものとする。

(市民会議等による意見の尊重)

第4条 市は、市民会議等から提案された意見について、計画等に反映するよう努めなければならない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

市民会議等	
総合教育会議	
三鷹市男女平等参画審議会	
みたか国際化円卓会議	以下略